平成２６年（フ）第１３０８号
札幌市中央区北４条西29丁目２番５―103号
債務者　向瀬　宜明
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀川秀太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月23日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年10月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２５７０号
大阪府守口市八雲北町１丁目37番１―103号
債務者　鈴木　俊二
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川端さとみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月30日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５９６号
堺市北区百舌鳥梅北町４丁149番地１　フラワーコート梅北101号、前住所堺市北区百舌鳥梅町１丁５番地17
債務者　由里　安一
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　嵩原安三郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月30日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年10月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１８号
福岡県飯塚市大字下三緒205―23、住民票上の住所大分県杵築市大字守江3707番地
債務者　岸本　嘉助
1　決定年月日時　平成26年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　昇悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２６年（フ）第１１２６号
名古屋市港区宝神４丁目1703番地　宝神荘８棟404号
債務者　中村　友美
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　真吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月５日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６９８号
愛知県半田市瑞穂町７丁目２番地の１
債務者　江原　正伸
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森田　清則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月６日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３０８９号
大阪市福島区玉川１丁目１番36―2302号、前住所大阪市福島区福島１丁目１番48―4801号
債務者　柏井　宏祐
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中森　　亘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月６日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２７号
京都府福知山市大江町上野580番地
債務者　堀　　惣治
1　決定年月日時　平成26年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊山　正和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月20日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２６年（フ）第３８号
山口県下関市彦島江の浦町２丁目12番１号
債務者　熊谷　忠教
1　決定年月日時　平成26年８月７日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉村　憲昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月６日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第３８号
岐阜県下呂市小坂町長瀬148番地
債務者　佐藤　道夫
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阪下　六代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第４６号
北海道美唄市東４条南１丁目２番11号
債務者　小山内陽子（旧姓谷口）
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月２日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２６年（フ）第６０号
北海道室蘭市高砂町５丁目17番18号、前住所北海道室蘭市中島町１丁目３番５号
債務者　皆本　みわ
1　決定年月日時　平成26年８月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月２日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第７０号
北海道虻田郡洞爺湖町清水53番地６
債務者　土屋　敏雄
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月２日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第７１号
北海道登別市栄町３丁目９番地11
債務者　森　　寛之
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月２日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第１９９号
岩手県奥州市江刺区米里字人首町５番地１
債務者　家子タツミ
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第６８号
岡山県真庭市下河内314―２　医療法人福寿会信愛苑、住民票上の住所岡山県真庭市日野上4162番地
債務者　梅本　笑子
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月２日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２６年（フ）第５８号
長崎県諫早市栗面町174番地２　佐藤ビル401号
債務者　田中　雄裕
1　決定年月日時　平成26年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月２日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係